



消防最前線

234

▼西はりま消防組合たつの消防署(☎63・3511)

応急手当普及員 養成講習を開催

自らが所属する事業所の従業員や防災組織等の構成員に対して、普通救命講習の指導に従事できる認定資格です。

●とき 令和8年1月23日(金)、24日(土)、25日(日) 8時30分～17時30分(3日間の受講が必要)

●ところ 西はりま消防本部 対象者 西はりま消防組合の構成市町(たつの市、相生市、宍粟市、太子町および佐用町)に在住または在勤し、全日受講可能な方

●定員 15名(先着順) ●参加費 3,960円(テキスト代) ※テキスト改訂のタイミングにより料金変更の可能性有り

●申込期限 12月26日(金) ●申込先 たつの消防署

火災発生に ご注意ください

11月9日から15日までの7日間、全国で「秋季火災予

防運動」が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防に対する意識の向上を図るとともに、火災の発生を防ぎ、高齢者を中心とする死者の発生を減少させることを目的として毎年実施されています。

「火事が増える時期だからいつもより注意しなければ!」そのような気持ちで火災予防に一層取り組んでください。

「着衣着火」を防ぐポイント!

□コンロのまわりは、整理整頓する。

□コンロの奥に手を伸ばすときは、火を消す。

□袖口やすそが広がっている衣服、ストールなど垂れ下がるものは、火を扱う際には身に着けない。

□火が接触しても着火しにくい防災製品(エプロン、



アームカバー、パジャマなど)を使用する。

着衣に火がついたときは

慌てないですぐに水をかけ消火しましょう。近くに水がなければ、その場で倒れこみ、燃えているところを地面に押しつけ消火してください。

着衣着火の被害を最小限に抑える「ストップ、ドロップ&ロール」

1 ストップ(止まる)

2 ドロップ(倒れる)

3 ロール(転がる) その場で止まる。燃えているところを地面に押しつけるようにする。

□コンロのまわりは、整理整頓する。

□コンロの奥に手を伸ばすときは、火を消す。

□袖口やすそが広がっている衣服、ストールなど垂れ下がるものは、火を扱う際には身に着けない。

□火が接触しても着火しにくい防災製品(エプロン、

2025年1月1日からの 市内の災害状況	
火災	19件
救急	3,418件
救助	62件
災害情報案内(自動音声案内) ☎0791・76・7150	
休日・夜間病院案内(自動音声案内) ☎0791・76・7160	

償却資産の申告をお願いします

固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)も課税対象となります。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有している資産を、1月末日までに申告していただく必要があります。

償却資産とは 土地、家屋以外で事業のために所有している構築物、機械、器具、備品等で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。 ※耐用年数を経過した資産でも事業用に所有している場合は申告対象となります。

申告が必要な方 令和8年1月1日現在、たつの市内に償却資産を所有している方。確定申告をしている場合も市への申告が必要です。

※令和7年中に事業の廃止または解散をされた方や、相続等によって代表者が変更になった方は、その旨を申告してください。

申告の必要がない資産

- ・自動車、農耕トラクタ(最高速度が時速35Km未満)等の自動車税の課税対象となる車両
- ・取得価格が10万円未満の資産

申告書類 令和8年度課税標準額合計が免税点(150万円)以上の方には、12月中旬に申告書類を送付します。内容を確認の上、申告してください。資産の増減が無い場合も、申告の必要があります。

また、新規事業者や市からの書類が届かない事業者で、申告の必要があると思われる方は、書類を送付しますので、ご連絡ください。

提出先 市税課資産税係、各総合支所地域振興課

▶市税課(☎64・3146)

固定資産(家屋)の届け出について



固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

令和7年中に家屋を取り壊す等変更があった場合は、12月26日(金)までに市税課資産税係まで届け出てください。

届出する書類

- ①家屋滅失届 家屋の一部または全部を取り壊したときに届出が必要。
※登記済家屋の場合、年末までに法務局で滅失登記をしていただくことで市への届出は不要になります。
- ②未登記家屋の名義人変更願 相続・売買等によって未登記家屋(法務局で登記されていない家屋)の名義人を変更したときに届出が必要。

▶市税課(☎64・3146)

農業委員会だより

メリットが盛り沢山「農業者年金」に加入しませんか?

農業者年金は、65歳未満(60歳以上は、国民年金任意加入被保険者)で国民年金の保険料を支払っている農業者の方なら誰でも加入できます。

保険料は月額2万円から6万7千円までの間で自由に設定・変更でき、社会保険料控除の対象となります。

また80歳までの保証付き終身年金で、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

農業者年金に加入して豊かな老後に備えましょう。

▶農業委員会事務局(☎64・3185)

農業者年金加入推進説明会

年金専門員が個別相談に応じます。

とき 11月25日(火)
13時30分～16時

ところ 市役所本館3階 303会議室

※事前予約制。
参加を希望される方は、11月19日(水)までに電話で予約をしてください。



令和8年度採用 播磨高原広域事務組合職員(技術職)を募集します

専門知識を生かして、住民生活に欠かせないライフラインを守りたいという強い意欲と高い志を持つ人材を求めています。

職務内容 播磨科学公園都市の上下水道施設の設計、施工および維持管理業務

募集人数 若干名

受験資格 次に掲げる要件を全て満たす人

- ①昭和60年4月2日以降に生まれた人(令和8年4月1日現在満40歳までの人)
- ②学校教育法による高等学校以上を卒業、または令和8年3月末日までに卒業見込みの人
- ③土木・電気・機械のいずれかの専門知識を有する人

受付期限 12月12日(金)(郵送必着) 9時～17時
※土・日曜日、祝日を除く

第1次試験日 12月21日(日)

受付・問い合わせ先

播磨高原広域事務組合総務課(〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号、☎0791・58・0575)

詳細は、
組合ホームページを
ご覧ください

